

社会保険ひろしま

第866号

- 電子申請が一番早い！
- 自動暗号化機能を追加した「届書作成プログラム」をリリースしました
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて
- 出張相談所開設のご案内（11月）その他
- 代表電話の自動音声案内の変更について
- 傷病手当金と老齢年金・障害年金の調整について
- 交通事故や暴力行為により負傷し、健康保険を使用する場合
- 広島県健康経営優良企業表彰制度について
- ひろしま企業健康宣言認定について

10
2020
令和2年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和2年8月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		55,579	55,099
船舶所有者数		273	345
被保険者数	男性	513,684人	390,483人
	女性	316,260人	265,299人
	船員	3,248人	3,316人

日本年金機構からのお知らせ

電子申請がいちばん早い！

電子申請なら紙や電子媒体による申請と比べ処理に要する時間が短いため、**保険証は紙で申請されるより電子申請の方が3～4日早く届きます！**ぜひ電子申請をご利用ください。



～年金の手続き以外でもGビズIDを利用した電子申請は広がっています～

健康保険組合 健康保険組合向けの電子申請が令和2年11月からスタートします！

GビズIDを利用した健康保険組合に対する社会保険手続の電子申請が11月から開始されます。
※対象手続の範囲は健康保険組合にお問い合わせください。
※マイナポータル経由での手続となり、e-Govを利用した申請はできませんのでご注意ください。

労働保険 令和3年3月(予定)から「GビズID」を使った電子申請が始まります！

令和3年3月(予定)から社会保険や雇用保険と同様に、e-Gov経由でGビズIDを利用して手続することができるようになります。詳細はこちら。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

※健康保険組合に関しては加入している健康保険組合へ、労働保険に関しては管轄の労働局へそれぞれお問い合わせをお願いいたします。

【e-Govのサービス停止期間のお知らせ】

以下の期間は、e-Gov経由での電子申請や申請状況の照会等、全てのサービスのご利用ができません。ご理解のほどよろしく申し上げます。

・e-Gov更改切替作業【サービス停止期間】11/18(水) 12:00 ～ 11/24(火) 9:00(予定)

※サービス停止期間については、今後の作業進捗により変更となる可能性がございます。
詳細はe-Govホームページをご確認ください。

自動暗号化機能を追加した「届書作成プログラム」をリリースしました

令和2年10月より、電子媒体の申請データ作成時に自動で暗号化する機能を追加した「届書作成プログラム」をリリースしました。電子媒体で申請する場合は、新しくなった「届書作成プログラム」をご活用ください。詳しくは、日本年金機構ホームページをご参照ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う報酬の取扱いについて

現在、令和2年4月から7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業で著しく報酬が下がった方について、標準報酬月額を改定する特例措置を講じています。

今般、令和2年8月から12月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業で著しく報酬が下がった方についても同様の特例措置が講じられることとなり、既に改定を行った方についても、一定の場合に再度届出により改定を行うことが可能となりました。

特例の詳しい要件や内容については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構
Japan Pension Service

◆ 出張相談所開設のご案内（11月）※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日 (11月3日は祝日のため 開催しません。)	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
北広島町	11月26日(木)	10:00~15:30	北広島町役場	予約制 ※2 ① 相談日の前日 ② ※2参照
竹原市	11月11日(水)	10:00~15:30	人権センター1階会議室 (竹原市中央 5-5-17)	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日 (11月3日は祝日のため 開催しません。)	10:00~15:30	尾道市役所本庁舎 2階 多目的スペース 3	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 (11月23日は祝日のため 11月24日に振替実施)	10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館(旧田熊中学校) 3階第1・2相談室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	尾道市向島支所 1階相談待合室	
大崎上島町	11月17日(火)	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター	
世羅町	11月19日(木)	10:00~15:30	世羅町役場本庁舎	
庄原市	11月18日(水)	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

※2 北広島町役場での年金相談予約申し込みは北広島町役場 町民課国保年金係☎050-5812-1854、芸北支所☎050-5812-2110、大朝支所☎050-5812-2211、豊平支所☎050-5812-1122で受け付けます。

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。
送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル
日本年金機構 広島広域事務センター

◆ 手話による年金相談のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

会 場	日 時	○毎月第二土曜日（13時～16時）は広島県内の年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。
広島東年金事務所	11月11日(水)	
福山年金事務所	13時～15時	

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

代表電話の自動音声案内の変更について

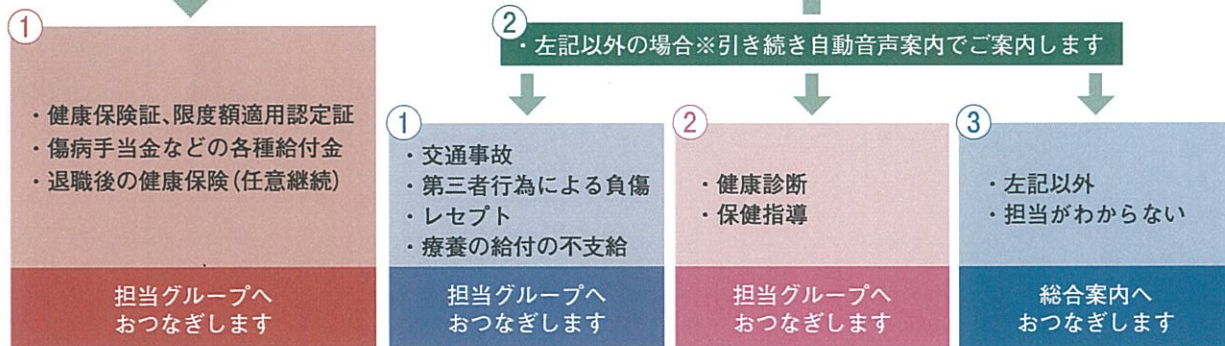
令和2年9月23日(水)から、広島支部で使用しております代表電話の自動音声案内が変更となりました。なお、電話番号(082-568-1011)に変更はありません。

☎ 082-568-1011 (代表)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで(土・日・祝日及び年末年始を除く)

自動音声のご案内

- ・音声案内に従って番号を押してください。
- ・音声案内の途中でも番号を押していただくことができます。



傷病手当金と老齢年金・障害年金の調整について

年金を受給している時、または受給できるようになった時、傷病手当金の支給額が減額もしくは不支給となる場合があります。その場合、傷病手当金の日額が年金の日額より大きい場合は、年金額との差額が傷病手当金として支給されます。

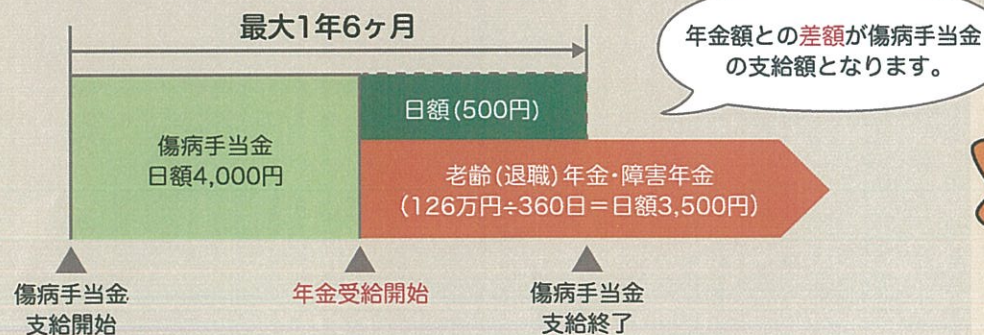
なお、年金額との調整がされずに受給した傷病手当金がある場合は、返納していただくこととなります。調整がかかる年金は以下の通りです。

傷病手当金と調整になる年金について

- ①退職後(資格喪失後)の老齢厚生年金・老齢基礎年金・退職共済年金(以下「老齢(退職)年金」と称す)。
- ②同一の傷病による厚生年金保険からの障害厚生年金や障害手当金(以下「障害年金」と称す)。

● 傷病手当金額 > 年金額の場合

(例) 傷病手当金日額4,000円、年金額126万円(日額3,500円)



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

交通事故や暴力行為により負傷し、健康保険を使用する場合

交通事故や暴力行為などの第三者の行為が原因でも、**業務上のケガや通勤途中のケガでなければ、健康保険証を使用して診療を受けることができます。**

健康保険証で診療を受けるときは、健康保険証を医療機関等の窓口で提示する際に、交通事故など「第三者の行為による負傷」であることを伝え、受診された後、すみやかに『交通事故、自損事故、第三者(他人)等の行為による傷病(事故)届』を協会けんぽへ提出してください。(法律で届出が義務づけられています。)



ポイント

交通事故などの治療費は、過失割合に応じて相手方(加害者)が負担するのが原則です。しかしながら、相手方(加害者)の事情により治療を受けられないということが生じないように、健康保険証を使用することで、協会けんぽが治療費の一部を一時的に立て替え、相手方(加害者)へ損害賠償の請求を行う仕組みになっています。

広島県健康経営優良企業表彰制度について

協会けんぽ広島支部が実施する「ひろしま企業健康宣言」に認定された事業所の中から、健康経営に積極的に取り組む企業を表彰する広島県健康経営優良企業表彰制度が令和2年度から創設されました。なお、表彰時期につきましては、現在広島県で調整中です。

目的	県内企業に健康経営の考え方を広く浸透していくための機運を醸成し、実践企業の拡大を図ります。
事務局	広島県健康福祉局 地域包括ケア・高齢者支援課
表彰者	広島県知事
表彰基準	ひろしま企業健康宣言の認定を受け、健康経営に係る取組みを 積極的かつ継続的に実施している企業 のうち、 協会けんぽ広島支部長の推薦を受けた企業 の中から、事務局が運営する審査会において決定されます。

健康経営とは

従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。

従業員の健康増進を図ることが、従業員の活力向上や生産性の向上、組織の活性化をもたらし、その結果、会社の業績向上や企業価値向上にもつながります。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究所の登録商標です。

「ひろしま企業健康宣言」のエントリーについて

「ひろしま企業健康宣言」の認定を受けるには、「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーが必要となります。エントリー方法については、協会けんぽ広島支部のホームページをご覧ください。か、協会けんぽ広島支部の担当部署までご連絡ください。



協会けんぽ
広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで

お問合せ先 全国健康保険協会広島支部 企画総務グループ TEL: 082-568-1014

ひろしま企業健康宣言認定について

「ひろしま企業健康宣言」のエントリー事業所のみならず、令和元年度の健康づくりへの取組みを確認させていただき、認定基準を満たされた事業所様を認定しました。今回「ひろしま企業健康宣言」認定企業となったのは、677事業所です。認定事業所につきましてはホームページにて掲載予定です。

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは
退職日当日まで。
退職後は速やかに保険証
を返却してください。



申請書の
郵送に
ご協力
ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

